

令和3年度

八幡市予算書

令和 3 年度八幡市予算一覽表

八幡市一般会計予算	-----	1 頁
八幡市休日応急診療所特別会計予算	-----	1 1 頁
八幡市駐車場特別会計予算	-----	1 5 頁
八幡市国民健康保険特別会計予算	-----	1 9 頁
八幡市介護保険特別会計予算	-----	2 3 頁
八幡市後期高齢者医療特別会計予算	-----	2 7 頁
八幡市水道事業会計予算	-----	3 1 頁
八幡市下水道事業会計予算	-----	3 5 頁

令和3年度

八幡市一般会計予算

令和 3 年度八幡市一般会計予算

令和 3 年度八幡市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 29,220,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 4 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 5 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 3 年 2 月 26 日提出

八幡市長 堀 口 文 昭

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 市 税		9,069,000
	1 市民税	3,887,300
	2 固定資産税	3,778,800
	3 軽自動車税	155,700
	4 市たばこ税	450,000
	5 都市計画税	797,200
2 地方譲与税		150,600
	1 地方揮発油譲与税	37,900
	2 自動車重量譲与税	106,700
	3 森林環境譲与税	6,000
3 利子割交付金		8,200
	1 利子割交付金	8,200
4 配当割交付金		61,000
	1 配当割交付金	61,000
5 株式等譲渡所得割交付金		61,300
	1 株式等譲渡所得割交付金	61,300
6 法人事業税交付金		75,400
	1 法人事業税交付金	75,400
7 地方消費税交付金		1,370,000
	1 地方消費税交付金	1,370,000
8 ゴルフ場利用税交付金		2,800
	1 ゴルフ場利用税交付金	2,800
9 環境性能割交付金		21,000
	1 環境性能割交付金	21,000
10 地方特例交付金		107,900
	1 地方特例交付金	56,700
	2 新型コロナウイルス感染症対策 地方税減収補填特別交付金	51,200
11 地方交付税		3,814,000
	1 地方交付税	3,814,000
12 交通安全対策特別交付金		9,000

(単位：千円)

款	項	金額
	1 交通安全対策特別交付金	9,000
13 分担金及び負担金		59,544
	1 負担金	59,544
14 使用料及び手数料		423,098
	1 使用料	384,205
	2 手数料	38,893
15 国庫支出金		5,634,906
	1 国庫負担金	4,514,955
	2 国庫補助金	1,095,056
	3 委託金	24,895
16 府支出金		1,984,868
	1 府負担金	1,389,893
	2 府補助金	402,519
	3 委託金	192,456
17 財産収入		14,843
	1 財産運用収入	14,795
	2 財産売却収入	48
18 寄附金		10,255
	1 寄附金	10,255
19 繰入金		1,503,008
	1 特別会計繰入金	17,282
	2 基金繰入金	1,485,726
20 繰越金		10,000
	1 繰越金	10,000
21 諸収入		356,418
	1 延滞金、加算金及び過料	24,834
	2 市預金利子	400
	3 貸付金元利収入	2,795
	4 受託事業収入	8,540
	5 雑入	319,849
22 市債		4,472,860

(単位：千円)

款	項	金額
	1 市 債	4,472,860
歳 入	合 計	29,220,000

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 議 会 費		286,200
	1 議 会 費	286,200
2 総 務 費		4,200,600
	1 総務管理費	3,657,800
	2 徴 税 費	307,600
	3 戸籍住民基本台帳費	162,100
	4 選 挙 費	36,900
	5 統計調査費	10,100
	6 監査委員費	26,100
3 民 生 費		12,968,800
	1 社会福祉費	5,359,500
	2 児童福祉費	4,988,900
	3 生活保護費	2,619,800
	4 災害救助費	600
4 衛 生 費		2,368,700
	1 保健衛生費	1,118,400
	2 清 掃 費	1,193,300
	3 上水道費	57,000
5 労 働 費		9,300
	1 労働諸費	9,300
6 農林水産業費		203,000
	1 農 業 費	185,600
	2 林 業 費	17,400
7 商 工 費		315,600
	1 商 工 費	315,600
8 土 木 費		1,541,300
	1 土木管理費	37,200
	2 道路橋りょう費	681,500
	3 河 川 費	69,600
	4 都市計画費	533,800
	5 住 宅 費	219,200

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
庁 舎 整 備 事 業 費 (イントラサーバシステム整備等業務委託)	令和3年度から 令和4年度まで	千円 450,000
地 域 福 祉 推 進 計 画 事 業 費 (地域福祉推進計画策定業務委託)	令和3年度から 令和4年度まで	5,000

第3表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
庁 舎 等 整 備 事 業	千円 966,300	普通貸借又は 証券発行	5.0%以内（ただし、利 率見直し方式で借り入 れる資金について、利 率の見直しを行った後 においては、当該見直 し後の利率）	政府資金については、 その融資条件による。 銀行その他の場合に は、その債権者と協定 するものとする。 ただし、市財政の都合 により、据置期間及び 償還期限を短縮し、も しくは繰上償還又は借 換することができる。
児 童 福 祉 施 設 整 備 事 業	1,500	同上	同上	同上
じ ん か い 収 集 車 整 備 事 業	6,500	〃	〃	〃
農 業 用 施 設 整 備 事 業	9,000	〃	〃	〃
道 路 等 整 備 事 業	288,200	〃	〃	〃
都 市 公 園 等 整 備 事 業	13,500	〃	〃	〃
公 営 住 宅 整 備 事 業	11,300	〃	〃	〃
消 防 施 設 整 備 事 業	75,000	〃	〃	〃
小 学 校 施 設 整 備 事 業	27,700	〃	〃	〃

(つづき)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
松花堂庭園 災害復旧事業	千円 23,700	普通貸借又は 証券発行	5.0%以内（ただし、利 率見直し方式で借り入 れる資金について、利 率の見直しを行った後 においては、当該見直 し後の利率）	政府資金については、 その融資条件による。 銀行その他の場合に は、その債権者と協定 するものとする。 ただし、市財政の都合 により、据置期間及び 償還期限を短縮し、も しくは繰上償還又は借 換することができる。
臨時財政対策債	1,783,000	同上	同上	同上
借換債	1,267,160	〃	〃	〃

令和3年度

八幡市休日応急診療所特別会計予算

令和3年度八幡市休日応急診療所特別会計予算

令和3年度八幡市の休日応急診療所特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ27,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和3年2月26日提出

八幡市長 堀 口 文 昭

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 診療収入		2,396
	1 外来収入	2,396
2 使用料及び手数料		2
	1 手数料	2
3 繰入金		24,300
	1 一般会計繰入金	24,300
4 繰越金		37
	1 繰越金	37
5 諸収入		265
	1 納付金	262
	2 雑入	3
歳入合計		27,000

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		24,320
	1 施設管理費	24,320
2 医業費		2,180
	1 医業費	2,180
3 予備費		500
	1 予備費	500
歳 出 合 計		27,000

令和3年度

八幡市駐車場特別会計予算

令和3年度八幡市駐車場特別会計予算

令和3年度八幡市の駐車場特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和3年2月26日提出

八幡市長 堀 口 文 昭

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 使用料及び手数料		7,900
	1 使用料	7,900
2 繰越金		100
	1 繰越金	100
歳入合計		8,000

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 管理費		3,900
	1 管理費	3,900
2 繰出金		4,000
	1 一般会計繰出金	4,000
3 予備費		100
	1 予備費	100
歳 出 合 計		8,000

令和 3 年度

八幡市国民健康保険特別会計予算

令和3年度八幡市国民健康保険特別会計予算

令和3年度八幡市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,406,400千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和3年2月26日提出

八幡市長 堀 口 文 昭

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 国民健康保険料		1,299,659
	1 国民健康保険料	1,299,585
	2 国民健康保険税	74
2 使用料及び手数料		820
	1 手数料	820
3 府支出金		5,480,754
	1 府補助金	5,480,754
4 財産収入		159
	1 財産運用収入	159
5 繰入金		613,000
	1 一般会計繰入金	583,000
	2 基金繰入金	30,000
6 繰越金		1
	1 繰越金	1
7 諸収入		12,007
	1 延滞金、加算金及び過料	5,507
	2 雑入	6,500
歳入合計		7,406,400

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		56,930
	1 総務管理費	33,440
	2 徴収費	22,890
	3 運営協議会費	600
2 保険給付費		5,435,825
	1 療養諸費	4,742,502
	2 高額療養費	650,402
	3 移送費	101
	4 精神・結核医療付加金	10,500
	5 出産育児諸費	27,320
	6 葬祭諸費	5,000
3 国民健康保険事業費納付金		1,788,059
	1 医療給付費分	1,172,227
	2 後期高齢者支援金等分	460,972
	3 介護納付金分	154,860
4 共同事業拠出金		10
	1 共同事業拠出金	10
5 保健事業費		117,414
	1 特定健康診査等事業費	75,684
	2 保健事業費	41,730
6 基金積立金		159
	1 基金積立金	159
7 公債費		1
	1 公債費	1
8 諸支出金		7,002
	1 償還金及び還付加算金	7,002
9 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出	合 計	7,406,400

令和 3 年度

八幡市介護保険特別会計予算

令和3年度八幡市介護保険特別会計予算

令和3年度八幡市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,899,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、200,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額及び地域支援事業費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和3年2月26日提出

八幡市長 堀 口 文 昭

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 保険料		1,406,523
	1 介護保険料	1,406,523
2 使用料及び手数料		164
	1 手数料	164
3 国庫支出金		1,147,275
	1 国庫負担金	994,035
	2 国庫補助金	153,240
4 支払基金交付金		1,549,665
	1 支払基金交付金	1,549,665
5 府支出金		850,333
	1 府負担金	805,814
	2 府補助金	44,519
6 財産収入		366
	1 財産運用収入	366
7 繰入金		941,700
	1 一般会計繰入金	876,200
	2 基金繰入金	65,500
8 繰越金		2,812
	1 繰越金	2,812
9 諸収入		162
	1 延滞金、加算金及び過料	7
	2 雑入	155
歳入合計		5,899,000

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		54,100
	1 総務管理費	5,600
	2 徴 収 費	6,300
	3 介護認定審査会費	42,200
2 保険給付費		5,538,640
	1 介護サービス等諸費	4,961,600
	2 介護予防サービス等諸費	260,200
	3 その他諸費	6,000
	4 高額介護サービス等費	148,600
	5 高額医療合算介護サービス等費	20,600
	6 市町村特別給付費	640
	7 特定入所者介護サービス等費	141,000
3 地域支援事業費		302,080
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	189,850
	2 一般介護予防事業費	10,850
	3 包括的支援事業・任意事業費	100,580
	4 その他諸費	800
4 基金積立金		366
	1 基金積立金	366
5 公債費		1
	1 公債費	1
6 諸支出金		2,813
	1 償還金及び還付加算金	2,813
7 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出	合 計	5,899,000

令和3年度

八幡市後期高齢者医療特別会計予算

令和3年度八幡市後期高齢者医療特別会計予算

令和3年度八幡市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,979,900千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和3年2月26日提出

八幡市長 堀 口 文 昭

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 後期高齢者医療保険料		1,006,540
	1 後期高齢者医療保険料	1,006,540
2 使用料及び手数料		110
	1 手数料	110
3 繰入金		971,200
	1 一般会計繰入金	971,200
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		2,049
	1 延滞金、加算金及び過料	2
	2 償還金及び還付加算金	2,047
歳入合計		1,979,900

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		11,590
	1 総務管理費	9,730
	2 徴収費	1,860
2 後期高齢者医療広域連合納付金		1,966,160
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	1,966,160
3 諸支出金		2,050
	1 償還金及び還付加算金	2,050
4 予備費		100
	1 予備費	100
歳 出 合 計		1,979,900

令和3年度

八幡市水道事業会計予算

令和3年度八幡市水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和3年度八幡市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

水源名称 項 目	令和3年度末		年 間	一 日 平 均
	給水人口	給水戸数	総 給 水 量	給 水 量
月夜田 受水場系	人 46,233	戸 22,377	m ³ 4,457,385	m ³ 12,212
美濃山 浄水場系	22,965	10,211	2,891,891	7,923
(分水受水)京都市	570	273	60,113	164
(分水受水)久御山町	132	70	21,803	60
(分水受水)枚方市	15	7	5,063	14
合 計	69,915	32,938	7,436,255	20,373

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款	水道事業収益	1,534,016千円
第1項	営業収益	1,374,834千円
第2項	営業外収益	158,472千円
第3項	特別利益	710千円

支 出

第1款	水道事業費用	1,604,110千円
第1項	営業費用	1,522,663千円
第2項	営業外費用	68,471千円
第3項	特別損失	2,976千円
第4項	予備費	10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が、資本的支出額に対し不足する額389,377千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額32,722千円、過年度分損益勘定留保資金356,655千円で補てんするものとする。)

収 入		
第1款	資 本 的 収 入	239,650 千円
第1項	企 業 債	183,000 千円
第2項	負 担 金	11,479 千円
第3項	水 道 施 設 費	45,107 千円
第4項	固 定 資 産 売 却 代 金	64 千円
支 出		
第1款	資 本 的 支 出	629,027 千円
第1項	建 設 改 良 費	426,478 千円
第2項	企 業 債 償 還 金	199,549 千円
第3項	予 備 費	3,000 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
上水道事業債	千円 183,000	普通貸借又は証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件による。銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、企業財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換することができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、300,000千円 と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおり定める。

1 営業費用と営業外費用の相互間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1 職員給与費 162,761 千円

(他会計からの補助金)

第9条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、57,000千円である。

令和3年2月26日提出

八幡市長 堀口 文昭

令和3年度

八幡市下水道事業会計予算

令和3年度八幡市下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和3年度八幡市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|---------------|--------------------------|
| (1) 処理区域内戸数 | 34,446 戸 |
| (2) 年間総処理水量 | 8,924,000 m ³ |
| (3) 一日平均処理水量 | 24,449 m ³ |
| (4) 主要な建設改良事業 | |
| ・管渠布設事業 | 雨水排水路改修事業 |
| ・管渠改築事業 | 管路施設耐震化事業 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入	
第1款	下水道事業収益			1,737,365 千円
第1項	営業収益			1,197,300 千円
第2項	営業外収益			539,565 千円
第3項	特別利益			500 千円
		支	出	
第1款	下水道事業費用			1,701,527 千円
第1項	営業費用			1,604,109 千円
第2項	営業外費用			85,418 千円
第3項	特別損失			2,000 千円
第4項	予備費			10,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が、資本的支出額に対し不足する額423,323千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額27,145千円、過年度分損益勘定留保資金360,865千円及び当年度分損益勘定留保資金35,313千円で補てんするものとする。)

		収	入
第1款	資本的収入		276,200千円
第1項	企業債		257,000千円
第2項	国庫補助金		19,200千円
		支	出
第1款	資本的支出		699,523千円
第1項	建設改良費		313,172千円
第2項	固定資産購入費		2,371千円
第3項	企業債償還金		379,780千円
第4項	預託金		1,200千円
第5項	予備費		3,000千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業	千円 110,000	普通貸借又は証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件による。銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、企業財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換することができる。
流域下水道事業	147,000	同上	同上	同上

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、300,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおり定める。

1 営業費用と営業外費用の相互間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1 職員給与費 79,844 千円

(他会計からの補助金)

第9条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、192,000千円である。

令和3年2月26日提出

八幡市長 堀口 文昭

